

商店街等のエリアでにぎわい創出に取り組みたい。

【事業の概要】

○目的

商店街が、「商店街活性化プラン」に基づき「地域のにぎわい創出」を図る取組や、商店街以外のエリアにおける「新たなにぎわい創出」に向けた取組に対して市町と連携して支援

○事業の枠組み

地元市町を通じた間接補助金 〈県〉→〈市町〉→〈事業主体〉

○事業主体

商店街振興組合、事業協同組合、商店街組織、商工会、商工会議所等、商業者(3者以上)(※)、社会福祉法人(※)、特定非営利活動法人(※)

(※)「新たなにぎわい創出事業」のみ対象

○補助率

補助対象経費の4/10以内かつ市町補助額の4/8以内

○対象事業

(1) 商店街活性化プラン事業

① 商店街体制強化支援事業

(おもてなし向上セミナー開催による組合員の経営強化)

② 商店街活性化プラン策定支援事業

(商店街活性化プランの策定)

③ 商店街にぎわい創出事業

(空き店舗対策、まちゼミ開催等)

④ 商店街共同施設等整備事業

(Wi-Fi機器や防犯カメラの設置等)

(2) 地域のにぎわい創出事業

⑤ 新たなにぎわい創出事業

(商業者等が集まって取り組む地域イベント開催等)

※③、④の事業については、「商店街活性化プラン」を策定し、市町の認定を受ける必要があります。

○補助上限額

・上記①、② 600千円

・上記③ 2,500千円(下限500千円)

・上記④ 5,000千円(下限500千円)

・上記⑤ 400千円

【問い合わせ先】

産業労働部 経営支援課 「商店街支援」チーム

担当: 本田、濱野、富田

電話: 095-895-2653

FAX: 095-895-2580

E-mail: s05570@pref.nagasaki.lg.jp